

箱崎法律事務所弁護士報酬基準（法的紛争解決等）

制定：2025年6月

最終改定：

	種別		相談料・鑑定料	備考
①法律相談・書面鑑定	法律相談	初回 2回目以降	5,000円（30分） 1万円～2万5,000円（30分）	
	書面鑑定	複雑・特殊でないとき	20万円～50万円	
②訴訟事件・非訟事件・審判事件・仲裁事件	経済的利益の額	着手金	報酬金	備考
	300万円以下 300万円超～3,000万円以下 3,000万円超～3億円以下 3億円超	12% 8%+12万円 5%+102万円 3%+702万円	24% 16%+24万円 10%+204万円 6%+1,404万円	※着手金の最低額は20万円（境界に関する事件の着手金・報酬金の最低額は各60万円） ※示談交渉・調停から訴訟等移行時の着手金は50%減額 ※督促手続から訴訟等移行時の着手金は督促手続の着手金との差額 ※事件の内容により着手金・報酬金ともに30%の範囲内で増減額あり
③調停事件・示談交渉事件	経済的利益の額	着手金	報酬金	備考
	300万円以下 300万円超～3,000万円以下 3,000万円超～3億円以下 3億円超	②の着手金の2/3	②の報酬金の2/3	※着手金の最低額は20万円（境界に関する事件の着手金・報酬金の最低額は各60万円） ※示談交渉から調停移行時の着手金は50%減額
④契約締結交渉	経済的利益の額	着手金	報酬金	
	300万円以下 300万円超～3,000万円以下 3,000万円超～3億円以下 3億円超	10万円 1.5%+5万5,000円 0.8%+26万5,000円 0.5%+116万5,000円	6% 3%+9万円 1.6%+51万円 1%+231万円	※事件の内容により着手金・報酬金ともに30%の範囲内で増減額あり
⑤督促手続事件	経済的利益の額	着手金	報酬金	備考
	300万円以下 300万円超～3,000万円以下 3,000万円超～3億円以下 3億円超	10万円 1.5%+5万5,000円 0.8%+26万5,000円 0.5%+116万5,000円	②の報酬金の1/2	※事件の内容により着手金・報酬金ともに30%の範囲内で増減額あり
⑥離婚事件	種別	着手金	報酬金	備考
	調停・交渉 訴訟	30万円～60万円 60万円～90万円	30万円～60万円 60万円～90万円	※離婚交渉から離婚調停移行時の着手金は50%の減額 ※財産分与・慰謝料等の請求に係る着手金・報酬金は別途③による ※依頼者の経済的資力、事案の複雑さ、事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額あり ※離婚調停から離婚訴訟移行時の着手金は50%の減額 ※財産分与・慰謝料等の請求に係る着手金・報酬金は別途②による ※依頼者の経済的資力、事案の複雑さ、事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額あり
⑦借地非訟事件	区分	着手金	報酬金	
	申立人 相手方	借地権の額の0.8%+10万円 借地権の額の0.8%+10万円	申立の認容： 借地権の額の1/2を経済的利益の額として②による 相手方の介入認容： 財産上の給付額の1/2を経済的利益の額として②による 申立の却下・介入権の認容： 借地権の額の1/2を経済的利益の額として②による 賃料の増額の認容： 賃料増額分の7年分を経済的利益の額として②による 財産上の給付の認容：	※着手金の最低額は50万円 ※示談交渉事件・調停事件は着手金・報酬金ともに2/3 ※示談交渉から調停、示談交渉・調停から訴訟等移行時の着手金は50%減額 ※着手金の最低額は50万円 ※示談交渉事件・調停事件は着手金・報酬金ともに2/3 ※示談交渉から調停、示談交渉・調停から訴訟等移行時の着手金は50%減額

			財産上の給付額を経済的利益の額として②による	
⑧保全事件	種別 仮差押え・係争物に関する仮処分	着手金 本案の着手金の1/2	報酬金 本案の報酬金の1/4	備考 ※着手金の最低額は15万円
	係の地位を定める仮処分	本案の着手金の2/3	本案の報酬金の1/3 満足的仮処分：本案の報酬金に準じる	※着手金の最低額は20万円
⑨執行事件		着手金 本案の着手金の1/2	報酬金 本案の報酬金の1/4	備考 ※着手金の最低額は15万円 ※本案と併せて受任したときは着手金は本案の着手金の1/3
⑩行政上の不服申立事件		着手金 ②の着手金の2/3	報酬金 ②の報酬金の1/2	※着手金の最低額は20万円 ※審尋・口頭審理等を経たときは着手金・報酬金ともに②に準じる
⑪刑事事件	種別 起訴前（事案簡明な刑事案件）	着手金 30万円～60万円	報酬金 不起訴：30万円～60万円 求略式命令：30万円～60万円	備考 ※別途身柄解放・保釈等による加算あり
	起訴後（事案簡明な刑事案件）	30万円～60万円	刑の執行猶予：30万円～60万円 刑の軽減：30万円～60万円	
	起訴前	50万円～	不起訴：50万円～ 求略式命令：50万円～	※別途身柄解放・保釈等による加算あり
	起訴後	50万円～	無罪：100万円～ 刑の執行猶予：50万円～ 刑の軽減：50万円～ 上訴棄却：50万円～	
	再審請求	100万円～	100万円～	
	告訴・告発等	30万円～	30万円～	
⑫少年事件	種別 家庭裁判所送致前・送致後	着手金 50万円～	報酬金 非行事実なしに基づく審判不開始・不処分：100万円～	
	抗告・再抗告・保護処分の取消		その他：50万円～	
⑬裁判上の事務的手続	種別 証拠保全	経済的利益の額	手数料 30万円に本案の弁護士報酬総額の10%を加算した額	備考 ※特に複雑・特殊な事情がある場合は当事者間の協議により定める額
	即決和解	300万円以下 300万円超～3,000万円以下 3,000万円超～3億円以下 3億円超	15万円 1.5%+10万5,000円 0.8%+31万5,000円 0.5%+121万5,000円	※示談交渉を要する場合は示談交渉事件として算定
	公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額	
	倒産整理事件の債権届出		10万円～15万円	※特に複雑・特殊な事情がある場合は当事者間の協議により定める額
	簡易な家事審判事件		15万円～30万円	

※金額は消費税別

※別途実費等の負担あり

※経済的利益の算定基準

①金銭債権：債権総額（利息及び遅延損害金を含む）

②将来の債権：債権総額から中間利息を控除した額

③継続的給付債権：債権総額の7/10の額 ※期間不定のものは7年分の額

④賃料増減額請求事件：増減額分の7年分の額

⑤所有権：対象たる物の時価相当額

⑥占有権・地上権・永小作権・賃貸権・使用借権：対象たる物の時価の1/2の額 ※権利の時価がその時価を超えるときは権利の時価相当額

- ⑦建物についての所有権に関する事件：建物の時価相当額に敷地の時価の1/3の額を加算した額
 - ⑧建物についての占有権・賃借権・使用借権に関する事件：⑥にその敷地の時価の1/3の額を加算した額
 - ⑨地役権：承役地の時価の1/2の額
 - ⑩担保権：被担保債権額 ※担保物の時価が債権額に達しないときは担保物の時価相当額
 - ⑪不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権・担保権等の登記手続請求事件：⑤・⑥・⑨・⑩に準じた額
 - ⑫許害行為取消請求事件：取消請求債権額 ※取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは法律行為の目的の価額
 - ⑬共有物分割請求事件：対象となる特分の時価の1/3の額 ※分割の対象となる財産の範囲又は特分に争いがある部分については対象となる財産の範囲・特分の額
 - ⑭遺産分割請求事件：対象となる相続分の時価相当額 ※分割の対象となる財産の範囲・相続分についての争いのない部分については相続分の時価の1/3の額
 - ⑮遺留分減殺請求事件：対象となる遺留分の時価相当額
 - ⑯金銭債権についての民事執行事件：請求債権額 ※執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときはその負担を斟酌した時価相当額）
 - ⑰算定不能な場合の算定基準：800万円 ※事件等の難易、軽重、手数の繁簡、依頼者の受ける利益等を考慮し増減額あり
- ※弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに定めるものとし、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とします。裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは別件とします。
- ※出張時には、所定の弁護士報酬に加えて日当（3万円／半日・5万円／1日）が発生します。
- ※本基準は、当事務所の弁護士報酬に係る基本的基準であり、予告なく改定することがあります。